

# そごう 総合センターだより

かわにしし とうごう かわにしりん ぼ かん かわにしし どうかん  
川西市総合センター(川西隣保館・川西児童館)

れいわ 令和3年(2021年)

ばしょ 場所: 〒666-0032 兵庫県川西市日高町1番2号(協立病院の向い)

TEL: 072-758-8398 FAX: 072-758-2132

ホームページ: [http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shisetsu/1002909/sogo\\_list/index.html](http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shisetsu/1002909/sogo_list/index.html)

2

月号

新時代へ。

「人権」という言葉からあなたはどんな印象を受けますか。「とても大切なもの」、それとも「何だか堅苦しくて難しいもの」、はたまた「自分には関係ないもの」でしょうか。

「人権」とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合う心によって守られるものだと考えています。

川西市は人権擁護都市宣言を平成3(1991)年2月28日に行ってから、今年で30年になります。今後もこの宣言にもとづき、部落差別をはじめとするさまざまな差別の解消に努めていきたいと思います。

## 人権擁護都市宣言

人は生まれながらにして自由かつ平等であり、人間として生きる権利を有しています。

私たちは、日本国憲法のもとにすべての人々が尊ばれ、基本的人権が保障される住みよい社会が一日も早く実現することをめざしてきました。

それにもかかわらず、いまなお残る、さまざまな人権侵害の事実を見つめるとき、いまこそ市民一人ひとりが力を合わせ、すべての人々の人権が擁護され、だれもが誇れる明るく心豊かな川西市を築いていかなければなりません。

私たちは自らの人権意識を高め、人権尊重の輪を広げていくため、ここに市民の総意のもと、川西市を「人権擁護都市」とすることを宣言します。平成3(1991)年2月28日

## 総合センターの相談事業

生活人権相談 毎週 月～金曜日 午前9時～午後5時

保健相談(市保健センター協力事業)

毎月 第1木曜日の午後1時30分～3時

2月は中止になりました 3月4日

セクシュアル・マイノリティ相談・学習会

セクシュアル・マイノリティ(性的少数者、性同一性障害、同性愛の人たちなど)の人権相談・学習会ですが、当事者でない方も参加できます。

毎月 第4木曜日の午後1時30分～4時

2月25日 3月25日

どなたでも相談・参加可能です

総合センターだよりは、読みやすいフォント「UD(ユニバーサルデザイン)デジタル教科書体」を使用しています。